

答 申 書

新 広 情 第 1 号

平成20年4月1日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克



平成20年3月26日付け新広総第323号での諮問について、当審査会の意見は、下記のとおり可とする。

オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供しようとするもの
(条例第9条第2項関係)

取扱事務名称	具体的内容	審査会意見
・健康診査業務委託	<p>後期高齢者の健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第二百五条に基づき、後期高齢者の健康の保持増進を図るため、保険者である広域連合が健康診査を行うこととし、実施にあたっては県内全市町村に委託する。受託する市町村は健康診査データの管理・利用等の業務を新潟県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に再委託を予定している。</p> <p>健康診査のデータ管理・利用等の業務は、国保連の管理する健診システムを使用し、広域連合・県内全市町村・国保連とをオンライン（専用回線）で結合し、被保険者、健康診査結果、統計等情報の提供を行う。</p>	<p>諮問の対象となった3つの業務の各オンライン結合については、いずれの業務も膨大な個人情報の授受を必要とすることから、効果的、効率的に業務を遂行し、迅速で適確な住民サービスを提供するため公益上必要不可欠なものと認める。</p> <p>また、広域連合と外部機関が委託又は協定等により相互に情報を提供する場合は、個人情報の適正な取扱いを行うため、次の必要な措置が講じられていることを認める。</p> <p>・個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に取扱うよう、広域連合及び外部機関に徹底させる。</p>

<p>・レセプト管理業務委託</p>	<p>法第七十条の規定により、広域連合は医療機関等への診療報酬の支払いに際し、診療報酬の審査及び支払業務を国保連に委託することができるようになっており、「診療報酬審査支払業務」及び、この業務に必要な「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の管理業務」を、国保連に委託を予定している。</p> <p>広域連合の事務室に設置する専用端末と委託予定先の国保連の管理するレセプト管理システムをオンライン（専用回線）で結合し、システムが保管しているレセプトの画像情報を参照するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報資産を維持し、確保するため策定した「広域連合情報セキュリティポリシー」に基づき、人的な要因により、外部に個人情報が漏えいしないよう広域連合及び外部機関に徹底させ情報管理に努める。 ・契約書及び協定書等に「個人情報取扱いに関する覚書」及び「情報セキュリティに関する要求事項」等により個人情報保護に関する取扱い事項を明記する。 ・回線により提供をする場合は、機器管理を徹底し情報漏えい防止に努める。
<p>・診療報酬の過誤処理業務委託</p>	<p>法第七十条に定める後期高齢者の「レセプトの審査及び支払業務」後に生じる診療報酬の過誤処理業務を適正に行うため、本業務の実績とノウハウを有する国保連に業務を委託することを予定している。</p> <p>広域連合の電算システムと委託予定先の国保連事務室に設置する専用端末（広域連合管理）をオンライン（専用回線）で結合し、システムが保管している後期高齢者の資格履歴情報を提供するものである。</p>	<p>なお、今後も法令等を遵守し、被保険者の個人情報の適正な管理に努めること。</p>